

あなたの井戸を地域のために!!

## ～災害対策用指定井戸登録制度にご協力ください～

断水時の水の確保が災害時の生活を大きく変えます

東日本大震災等の大規模な災害の発生時には、水道が断水し、被災者は長期間にわたり飲用水や飲用以外の生活用水が確保できない等、不便な生活が余儀なくされました。

このような状況を教訓に県の水道営業所等では、水道管の耐震化等の施設整備、速やかな応急給水、復旧を行うための協力体制の整備など、震災対策が進められているところです。しかし、大規模な災害が発生した直後には、このような公的な施設や体制だけでは、対応が追いつかないことも考えられます。

そのため、逗子市では、大規模な地震等の災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、近隣の被災者へ井戸水を提供いただける井戸を「災害対策用指定井戸」として登録を行っています。

市民の皆様で、井戸をお持ちの方におかれましては、是非とも当制度の趣旨にご賛同いただき、災害対策用指定井戸として登録いただきますようお願いいたします。

### ● 災害対策用指定井戸とは

日常生活では、各家庭や事業所などが使用している井戸を災害時に飲料水や生活用水として提供していただくものです。いざというときに可能な範囲で地域住民の方々に提供していただくこととするものです。

### ● ご協力してくださる方へ

災害対策用指定井戸として協力可能な井戸がありましたら、下記問合せ先へご連絡をお願いします。

#### 〈指定の要件〉

- ・市内にあること。
- ・現在井戸として使用しており、今後も引き続き井戸として使用するもの。
- ・所有者の同意があるもの。
- ・屋外など付近住民が使用しやすい場所で取水できること。
- ・地域住民等に周知できるよう井戸の所在地、所有者等必要事項を公表できるものであること。

#### 〈注意事項〉

- 1 井戸の提供はあくまでボランティアであり、提供について所有者が責任を負うものではありません。利用に当たっては、所有者の指示に従っていただきます。
- 2 災害時等の水が断水した際に協力していただくものです。
- 3 既設の井戸を利用するもので、ポンプ等の修理費用等市からの補助はありません。



問合せ先  
逗子市役所経営企画部防災安全課  
電話番号 046-873-1111  
(内線332)